

令和 8 年度第 4 回
東京都私立学校審議会
会議録（第861回）

令和 8 年 7 月 23 日（木）
都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから令和 8 年度第 4 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員20名のうち、17名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○服部私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 8 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 8 年 7 月 23 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、多摩情報経理専門学校の廃止認可について、国分寺市、ほか 7 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 3 件と、新たに諮問される案件 8 件の計11件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第11号までの議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第 3 号につきましては、第一部会におきまして、継続審議となりましたことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、東京アミューズメントメディア専門学校の設置認可に係る計画承認についてでございます。

議案第 1 号につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から調査結果につきまして説明願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきまして、御説明いたします。

本案件は、東京アミューズメントメディア専門学校の設置計画承認についてでございます。

令和8年6月25日に、沢辺委員、東京都私学部職員と私で、渋谷区職員同席の下、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人吉田学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望として、次の6点を伝えてまいりました。

1点目として、校舎の工事に際しては、近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただくとともに、安全面に十分に配慮するよう、留意していただきたいこと。また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

2点目として、震災等を想定した学生避難の観点から、校舎建築に当たり、特に次の点に留意いただきたい。ゆとりを持った廊下幅の設定、教室からの二方向避難の確保及び非常階段等、出入口への動線など、災害時の学生・教職員の避難経路を十分に確保した安全・安心な教育環境の整備に努めていただきたいこと。

3点目として、学校教育法、専修学校設置基準の法令を遵守するとともに、学生の確保を適切かつ着実にいき、継続的・安定的に学校が運営できるように努めること。また、法人本部が大阪府に存在することから、認可内容等に変更が生じる際には、それぞれの所轄庁と十分に協議を行うこと。

4点目として、業界のニーズを取り入れた最新の機材や設備を整備するとともに、教員体制やカリキュラムを充実させ、これまで培った学校運営の経験を基に、教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努めていただきたいこと。

5点目として、人材の流動性が高く、競争が激しい業界での就業を目指す学生へ、学習相談のみならず、メンタルヘルスケアも十分に行えるよう、面談環境の充実を図っていただきたいこと。また、声優が一般企業への就職とは異なる特殊な就職形態であることを踏まえ、在学中のみならず、卒業後のさらなるフォロー体制についても検討いただきたいこと。

6点目として、コンテンツ産業を牽引する人材を育成するに当たり、同産業を取り巻く課題、状況の変化のスピード等に対応できるよう取り組み、将来にわたる業界の発展に貢献し得る教育内容を構築していただきたいこと。

以上の6点でございます。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置計画承認を適当と認める

旨の答申を行うことは問題ないかと思えます。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○瀬戸私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、御説明いたします。

本案件は、学校法人吉田学園から申請がありました、東京アミューズメントメディア専門学校の新設計画承認でございます。

本案件は、2段階審査を行いますので、このたびの諮問は1段階目の計画承認でございます。

それでは、設置要項に基づきまして御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法にもとづき、エンタテインメント分野におけるコンテンツ制作に関連する技術と知識を授け、エンタテインメント産業の発展に貢献し得る人材の育成を目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和10年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人吉田学園で、理事長は吉田東吾氏、校長は森憲司氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、工業専門課程ゲーム・アニメCG学科、文化・教養専門課程アニメーション学科、キャラクターデザイン学科及び声優学科を設置し、修業年限は2年、入学定員は230名、総定員は460名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりでございます。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から要項14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び要項16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、東京メディカル歯科専門学校の設置認可についてでございます。

議案第2号につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の沢辺委

員から調査結果につきまして説明願います。

○沢辺委員 それでは、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。

本案件は、東京メディカル歯科専門学校の設置認可についてです。

令和8年7月1日に、千葉委員、東京都私学部職員と私で、小平市職員同席の下、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人啓倫学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、適切な学校運営等についてです。

学校教育法専修学校設置基準、養成施設指定基準等の関係法令を遵守し、適切な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、歯科衛生士養成は、貴法人がこれまで運営してきた学校とは異なる新たな分野であることから、教育内容をさらに深め、生徒の確保を適切かつ着実にやり、継続的・安定的な学校運営を行えるよう、努めていただきたいこと。

2つ目は、人材育成についてです。

歯科衛生士は需要が高い職業であることから、学生一人一人の能力・技能を高め、社会で即戦力となる人材の育成に努めていただきたいこと。特に地域の住民や地元歯科医師会をはじめとする関係機関との良好な関係を保ちながら、学校の目的である地域で活躍する歯科衛生士の育成に努め、社会的な要請に応えられたいこと。

3つ目は、教育水準のさらなる向上についてです。

学習環境の充実に引き続き留意いただくとともに、質の高い非常勤教員の確保や、教員に対する研修の実施により、学園全体として教員組織の質を向上させ、もって学校の目的に掲げる高度な専門技術と知識の教授に努められたいこと。

4つ目は、学生のメンタルケアについてです。

多様な学生に対して、学習相談のみならず、メンタルケアも十分に行えるよう、面談環境の充実及び教員の対応力の向上を図っていただきたいこと。また、生徒の自己学習やコミュニケーションのためのスペースの充実に努めていただきたいこと。

以上の4点でございます。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○瀬戸私学行政課長 それでは、議案第2号につきまして、御説明いたします。

本案件は、学校法人啓倫学園から申請がありました、東京メディカル歯科専門学校の設置認可でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により、基準を満たす校舎がありますことから、１段階審査を取るものです。

それでは、設置要項に基づきまして御説明いたします。

学校の目的は、要項１に記載のとおり「本校は、教育基本法、学校教育法に基づいて、医療分野においてより高度な専門技術と知識を探究し、豊かな教養と人格を備えた社会人として、将来地域で活躍し社会の発展に寄与し得る歯科衛生士の育成を目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項２から要項４に記載のとおりです。

開設の時期は、令和９年４月１日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項６に記載のとおりです。

設置者は学校法人啓倫学園で、理事長は田中亮一氏、校長は同じく田中亮一氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項９に記載のとおり、医療専門課程歯科衛生士科を設置し、修業年限は３年、入学定員は７２名、総定員は２１６名となっております。

主要教科名は、要項１０に記載のとおりとなります。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項１１から要項１４に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項１５及び要項１６に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第２号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第２号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第３号は、東京ITアーツ専門学校の設置認可に係る設置計画承認についてでございます。

こちらにつきましては、引き続き、第一部会において審議をお願いいたします。

議案第４号は、多摩情報経理専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第４号、多摩情報経理専門学校について、御説明いたします。

多摩情報経理専門学校は、昭和６２年３月２３日に専修学校の認可を受けた学校ですが、こ

のたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者の山本昇三郎氏は亡くなられており、設置者代理及び校長は山本誠氏です。

学生の処置については、要項 7 に記載のとおり、長期にわたり在籍学生はおりません。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおりです。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおりです。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者代理において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、学生定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 4 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第 5 号は、愛星幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 5 号、愛星幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 9 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は宗教法人日本基督教団小石川白山教会、園長は早川真氏でございます。

学級編制でございますが、変更の内容は、現在の 3 学級 90 名を 3 学級 70 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から要項 10 にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号は、西小岩幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、西小岩幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は宮岸民子氏、園長は松下貴美江氏でございます。

収容定員、学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の7学級120名を4学級105名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、もみじ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、もみじ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人本郷学園、園長は春山美夏子氏でございます。

収容定員等でございますが、変更の内容は、現在の8学級210名を6学級90名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第8号は、たてまち幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第8号、たてまち幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日いたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は橋澤泰治郎氏、園長は恩田亜衣氏でございます。

園児の処置でございますが、令和7年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和7年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9から要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、中学校及び高等学校についての案件でございます。

議案第9号は、大原学園美空高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第9号について御説明いたします。

これは、学校法人大原学園が設置しております大原学園美空高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、要項1から要項5に記載のとおりです。

本件に係る学則の変更理由につきましては、要項 6 に記載のとおり、1 点目として、面接指導等実施施設の追加。

2 点目として、学費の変更でございます。

1 点目の面接指導等実施施設の追加につきましては、不登校生徒の増加などの社会情勢及び地域における生徒・保護者からのニーズの高まりに伴い、面接指導等実施施設を追加するものです。

今回追加する面接指導等実施施設の概要は、別紙 1 「通信制に係る施設の概要」を御覧ください。

同法人が埼玉県に設置する大原簿記ビジネス専門学校大宮校の施設を一部借用し、1 学年30名、施設の収容定員は90名の規模で面接指導等を行います。

施設での面接指導等の実施体制は、資料に記載の表のとおり、本施設専任の教員が 4 名、事務職員が 1 名で、そのほかは本校等と兼任いたします。

本施設において開講するコースは、平日コースで、教育課程は別添のとおり、本校の平日コースと同じ教育課程で実施いたします。

施設で使用する面積内訳は、記載のとおりで、本校と同等の施設を確保しております。

また、家庭科室については、別紙 1 の 2 枚目でございます、周辺の同法人が設置する大宮保育こども医療秘書専門学校の施設を借用して、1 年次の「家庭」の実習時の面接指導のみ実施いたします。

要項にお戻りください。

変更理由の 2 点目、学費の変更につきましては、教育環境の維持並びに整備のため、授業料及び施設整備費を変更するものです。

変更の時期は、要項 7 に記載のとおり、令和 9 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更内容ですが、要項 8 の別紙 2 「学則比較対照表」を御覧ください。

第一に、第 9 条（面接等の指導）に、面接指導等実施施設として、（3）に大原簿記ビジネス専門学校大宮校と大宮保育こども医療秘書専門学校の追加いたします。

また、追加する施設の定員につきましては、学校全体の総定員を変更せずに、（1）の大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校を減員し、（3）の大原簿記ビジネス専門学校大宮校に定員を移す形で調整いたします。

第二に、第 31 条（生徒納付金）。

別表 2 のとおり、授業料と施設整備費を変更いたします。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日、並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、御参照ください。

以上で、議案第 9 号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第9号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第10号は、品川女子学院中等部の収容定員に係る学則変更認可について。

議案第11号は、品川女子学院高等部の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より2件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第10号、第11号について、関連しておりますので、併せて御説明いたします。

これは、学校法人品川女子学院が設置しております品川女子学院中等部と同高等部の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から要項3までに記載のとおりです。

要項4、変更理由は、中高一貫教育の充実による教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望者の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員し、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、要項5にありますとおり、令和9年4月1日を予定しております。

次に、変更内容ですが、要項6を御覧ください。

中学校では収容定員を39名増員、高等学校では収容定員を39名減員し、中学校の収容定員を639名、高等学校の収容定員を636名に変更いたします。

中学校では、変更前1学年5学級200名、合計600名から、変更後1学年6学級213名、合計639名となります。

高等学校では、変更前1学年5学級225名、合計675名から、変更後1学年5学級212名、合計636名となります。

また、変更後の経過措置につきましては「変更後」の欄の表のとおり、令和11年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から要項9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しております。御参照ください。

以上で、議案第10号、第11号につきまして、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

10号、11号で何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第10号及び議案第11号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

次に、事務局から報告があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○瀬戸私学行政課長 審議会委員の異動につきまして、御報告させていただきます。

7月31日をもちまして、任期を満了して御退任となる予定の委員の方がいらっしゃいますので、名簿順に御紹介いたします。

多委員、加茂川委員、高橋委員、平野委員の4名の方となります。

多委員につきましては、令和4年8月から4年間にわたり、加茂川委員につきましては、平成26年1月から12年間と6か月にわたり、高橋委員と平野委員につきましては、平成30年8月から8年間にわたりまして本審議会の委員を務められ、御審議に御尽力を賜りました。本当にありがとうございました。

それでは、ここで退任される委員の皆様より一言御挨拶をいただきたいと思いますので、まず、多委員、お願いできますでしょうか。

(多委員挨拶)

○瀬戸私学行政課長 多委員、ありがとうございました。

続けて、加茂川委員、よろしくお願いいたします。

(加茂川委員挨拶)

○瀬戸私学行政課長 加茂川委員、ありがとうございました。

続けて、高橋委員、よろしくお願いいたします。

(高橋委員挨拶)

○瀬戸私学行政課長 高橋委員、ありがとうございました。

最後に、平野委員、よろしくお願いいたします。

(平野委員挨拶)

○瀬戸私学行政課長 平野委員、ありがとうございました。

この場をお借りいたしまして、退任される委員の皆様に変更して御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

また、次回、9月の審議会におきましては、新たに選任されました委員の皆様をお迎えすることになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

近藤会長にお返しいたします。

○近藤会長 多委員、加茂川委員、高橋委員、平野委員、本当にお世話になりました。

暑い夏になりますが、これで今日の審議会は終了させていただきますが、次回は、9月18日、金曜日を予定しております。8月は休みになります。

皆さん、酷暑が何日来るか、分かりません。生きるということは、これを乗り越えるこ

とだと思しますので、皆さん健康に気をつけて、また 9 月にお会いしましょう。
委員の皆さん、本当にありがとうございました。

午後 3 時 45 分閉会